

2011年(平成23年)2月8日
放送と人権等権利に関する委員会決定 第46号

権利侵害申立てに関する委員会決定

申立人 A

被申立人 株式会社テレビ朝日・朝日放送株式会社

苦情の対象となった番組

『サンデープロジェクト』

(毎週日曜日 午前10時～11時45分、2010年3月終了)

放送日時

2010年2月28日(日)(番組の後半の特集 約34分)

「密着5年 隠蔽体質を変える～大学病院医師の孤独な闘い～」

本決定の概要

(決定の概要)

本件は、報道番組『サンデープロジェクト』の中の「密着5年 隠蔽体質を変える～大学病院医師の孤独な闘い～」と題する特集コーナーの後半部分で、1998年に金沢大学附属病院で起きた「患者の同意なき臨床試験」をめぐる裁判と大学病院側の対応等を取り上げたこと、および事前の同意を得ることなく「直撃取材」を行ったことに対して、この取材を受け、また番組で実名および取材映像を使用した金沢大学附属病院産婦人科学講座の教授である申立人が、人格権侵害等の違法と放送倫理違反を申し立てたものである。

放送と人権等権利に関する委員会(以下「委員会」という)は、結論として、本件取材には人格権侵害の違法性は認められないが、放送内容には、企画意図は理解できるものの、放送倫理上の問題および表現上の問題があると判断した。とりわけ問題となるのは、番組のインタビュー部分における申立人の扱いと、「患者の同意なき臨床試験」をめぐる裁判の紹介の仕方である。本件放送における申立人インタビュー部分の取り上げ方は、真実性の追求や反論の機会の確保とはほど遠いものであり、また、「患者の同意なき臨床試験」をめぐる裁判結果の紹介は、上訴審以降の経過を捨象し、その結果を誤り伝えたため、裁判所も患者が実験目的を主とした臨床試験の対象にされ

たと認定したかのような不正確なものになっているとの批判を免れない。これらについて委員会は、放送倫理上の問題があると判断した。

（決定の構成）

委員会決定は以下の構成をとっている。

- ・ 事案の内容と経緯
 - 1．申立てに至る経緯
 - 2．放送内容の概要
 - 3．申立人の申立ての要旨
 - 4．被申立人（放送局）の答弁の要旨
- ・ 委員会の判断
 - 1．審理の対象
 - 2．実名・映像の使用による人格権侵害
 - 3．取材上の問題点
 - 4．放送内容の問題点
- ・ 結論と措置
- ・ 審理経過

・ 事案の内容と経緯

1．申立てに至る経緯

2010年2月28日放送の番組録画DVDを視た申立人は、まず放送倫理・番組向上機構〔BPO〕に電話し、取材を拒否していたにもかかわらずテレビ朝日から出勤途中の自宅前で強引なインタビューを受けたことや、放送された内容について抗議の電話などが殺到し、大変な迷惑を受けたと訴えた。BPOでは、申立人にまず局側の担当者との話し合いを行うよう助言した。

これを受けて申立人は電話での抗議に加えて放送倫理違反や肖像権の侵害等についての抗議とともに謝罪と再発防止のための具体策を示すよう求めた文書を、テレビ朝日の当該番組の責任者とチーフディレクター宛に送った。これに対してテレビ朝日は、共同制作者である朝日放送と連名で文書による回答を行い、番組は放送倫理違反や肖像権侵害にはあたらず、謝罪等の要求は受け入れられないと伝えた。この回答に申立人は、納得がいくものではないとして再び抗議の文書を送り、この中で満足のいく回答が得られなければBPOに申し立てるつもりであることを明らかにした。

この再度の抗議文書に対して、局側は、あらためて申立人の抗議内容を拒否する文書を送るとともに申立人に電話をして説明を試みたが、申立人はこれを受け入れず、5月28日付けでBPOに申立書を送付した。BPOでは、局側に申立人と直接会って話し合うよう再度助言したが、実現するに至らず双方の主張は平行線をたどったままだったため、7月20日の第163回委員会で審理入りをするかどうか検討した。

その結果、本件は委員会の運営規則の苦情取扱い基準を満たしているとして審理対象とすることに決定した。

2. 放送内容の概要

本件放送は、局側から提出された同録DVDによると、概略以下のような内容と認められる。

当該番組は『サンデープロジェクト』の後半部分の特集コーナーで、まずVTRで申立人のもとで産婦人科学講座の講師を務めるB医師が「教授からは嫌われているというか……」と発言し、そのあと「自ら大学病院の医師でありながら、医療界の隠蔽体質を変えるべく立ち向かう一人の医師の闘いを追った」というナレーションが続く。そして「密着5年 隠蔽体質を変える～大学病院医師の孤独な闘い～」というタイトルのあと、生放送のスタジオ部分に入った。ここでは男女のキャスターと、ジャーナリストで番組コメンテーターの大谷昭宏氏が出演し、大谷氏が医療裁判は普通の民事裁判と比べて原告側が勝つのは極めて難しいのが実情で、この背景には医療界の隠蔽体質が残っているためと指摘し、こうした体質と闘う大学病院医師を取材したと述べる。

番組はこのあとVTRに入り、B医師を紹介したあと、茨城県つくば市の病院での2件の医療過誤裁判を取り上げた。最初は直腸がんの手術をめぐる民事裁判となったケースで、B医師が患者側に立って争い、病院側の手術ミスとの認定を引き出して勝訴。

(注記)本項は本件放送の同録を視聴して委員会として内容を要約したものであるが、本決定の公表後、上記の「直腸がんの手術をめぐる民事裁判になったケース」について、「産婦人科医であり直腸がんの手術については専門外である自分が、患者側に立って意見を述べるようなことはおよそ不可能であって、実際にそのような事実もなかった」旨、B医師から委員会に対して訂正の申し入れがあったので、その事実を注記する。

2件目は卵巣腫瘍の摘出手術で25歳の女性が死亡したケースで、B医師が患者側の鑑定医となって証言し、手術ミスが認められて遺族側が勝訴。どちらもB医師が患者・遺族側に立って行った活動が大きな役割を果たしたことを示すもので、最後の部分では病院側に取材を拒否されたため、自宅と見られる場所での出勤途中の病院長にカメラで撮影しつつ、インタビューを試みたが、病院長は取材を病院で行うよう言い残

して車で走り去る。

再びスタジオに戻り、大谷氏が「反論権を担保しようとして病院取材したんですが、結局取材拒否され、そこで直接訪ねたんですが、取材の申し込みがあったことさえ、どうも耳に届いていなかったということじゃないかと思うんですね」と述べる。「裁判が係属中である関係から（中略）取材をご遠慮させていただきたい」という病院側の回答がフリップで映し出される。

このあと、大谷氏が「この筑波の二つの裁判っていうのはまだ係属中ですけど、これ、もしBさんがいなかったらですね、患者側が勝つってことはですね、まず難しかったんじゃないかなと。そのくらい隠蔽体質が進行してしまっているっていうことだと思うんですね」とコメントした後、キャスターが「さあ、なぜ大学病院の現役医師が、患者側に立って闘うようになったのか、続いてこちらです」と金沢大学のストーリーにつなげる。

ここではまずB医師が医学部を卒業後32年間、出身大学の病院に勤務しているが、仕事はあまりなく、B医師が「まあ言ってみれば内部告発者ということなんで教授からは嫌われているというか」と述べ、12年前にさかのぼってB医師が告発に関わるようになったいきさつがナレーションで説明される。それによれば友人の母ががんで金沢大学病院に入院中であつたが、本来患者か家族の同意を得て行うべき抗がん剤の臨床試験が患者に無断で行われ、患者は副作用に苦しむ中、無断での投薬実施に大きなショックを受け、弁護士にこれを強く非難する手紙を寄せた後、死亡した。このため遺族が大学病院を相手取って民事訴訟を起こしたが、この時B医師は患者が実験材料のように扱われたとして、裁判で遺族に協力することを決意したという。

裁判で病院側はこの患者が臨床試験の対象だったかどうかを示す症例登録票を提出したが、そこには患者が試験の条件を満たさず、試験の対象とはならないことが示されていた。ところが裁判では同じ患者の症例登録票がもう一枚出され、これには患者が条件を満たし、試験の対象者であると記されていた。これはB医師が手に入れ弁護士の勧めで予めコピーしていたものだった。この2枚の登録票について、病院側は病院側提出のものは教授が間違いに気づいて担当医に書き直させたものでどちらも本物と主張した、とのナレーションが入る。

裁判の進行とともにB医師への風当たりはますます強まり、B医師は教授に呼ばれて繰り返し同じことを言われたといい、そのうちのやりとりのひとつがB医師によって録音され、カセットテープの映像とともに教授がB医師に辞職を求める音声流される。

話はまた裁判に戻り、2枚の症例登録票を巡りB医師が用紙の様式の違いを指摘したことなどによって、裁判所は病院側の主張は不合理で採用できないとし、患者に説明と同意を得ずに臨床試験を行ったと認定して病院側に165万円の支払いを命じた。

ここで医療過誤裁判のベテラン弁護士が、病院側が出してきたものは改ざんされたものと断定しているに等しい内容だと述べるインタビューが流される。

裁判は高裁に持ち込まれたが、「高裁でも遺族の主張が認められ病院側が上告を断念。患者の同意を得ずに臨床試験を行った上、改ざんまで行ったことが、判決で確定したのだ」とのナレーションが流される。

この後B医師が3歳の時に母親が死亡し、自分のような母を知らずに育つ子をなくしたいという思いが、産婦人科医を志すようになった原点と紹介する。B医師は裁判の後大学のハラスメント調査委員会に対して、教授から退職勧告などの嫌がらせを受けていると申し立てた。半年後に調査委員会が回答書を寄せ、退職勧告についてはハラスメントと認定し、学長から教授に厳重注意が申し渡されたことを伝えた。しかし回答書の最後には守秘義務を守るよう求めるくだりがあり、「これはB医師に対する事実上の口封じに等しかった」とのナレーションが流れる。

B「これを読むと、どちらが被害者なのか加害者なのかよく分からない」

大谷「これだったらハラスメント委員会そのものを設けている必要があるのかっていう気がしますよね」

B「A教授から僕に対して謝罪とかは一切ありませんね」

この回答の3ヶ月後、B医師は担当医と教授を相手取って検察庁に刑事告発をした。これはB医師にとって苦悩の末の決断であったが、検察の判断はともに不起訴であり、特に「症例登録票」は医師が私的に作成したもので公文書ではないというのがその理由だったとした。またナレーションはB医師が病院内で孤立したままで、「改ざん」に関わった医師や教授に対する処分はいまだ、なされていないと伝える。

番組では病院長と教授に取材を申し込んだが、病院長は「裁判の内容等のことであり、答えられない」と拒否し、教授も拒否したため直撃することにした、と直撃インタビューの場面に移る。以下は教授が朝出勤する途上でカメラとマイクが向けられ、記者とのやり取りが行われた映像で、金沢大学病院産婦人科A教授というスーパーがつけられる。

記者「症例登録票の改ざんという話がありましたですよ」

教授「あれは改ざんでも何でもありません。研究者のノートに書いていたものをね、後で検査間違いがあったから直したものだと思いますけどね」

記者「ただ先生、判決では病院側の診療登録票は信用出来ないという話」

教授「いや、そんなことない、そんなことはないです」

記者「されていますよ」

教授「いやいやあれは、診療登録とかなんとか一切触れてませんわ」

そして、「判決が確定してなお、改ざんを否定する教授、さらにB医師への退職強要は」とのナレーションが入り、退職勧告の経緯についてもやり取りが交わされた。

このインタビューの場面は1分ほど続いた後、「B医師が闘い続ける医療界の隠蔽体質、医療過誤裁判の多くで、患者と遺族は真実を知りたいという一念のみで闘う。しかし改ざんや隠蔽が認められるのは極めてまれだ」というナレーションが入り、最後にB医師がインタビューで、大学病院内で嘘がまかりとおるようなら、ずっと告発をし続けると述べてVTR部分が終わる。

この後スタジオの場面に戻り、キャスターがB医師の孤独な闘いを強調した後、大谷氏が大学病院はいい意味でB医師を利用して信頼回復に努めてほしいと思うとコメント。またこの取材を通しての提言として「大谷提言1、医療記録の隠蔽・改ざんへの罰則 2、医療裁判所の創設」と書かれたフリップを示しながら、患者が鑑定医を探すのは大変だから医師免許を持った裁判官が必要であり、またカルテの改ざんに厳しい罰則をもうけたり、医療記録を公文書にすることを提案したところで、特集が終わる。

3. 申立人の申立ての要旨

申立人の申立ての内容は、申立書等によると以下のとおり要約できる。

(1) 番組は公平公正な取材に基づかず事実に反する偏向報道である。申立人の周辺で取材を受けた形跡もなく、真実に迫る努力もなされていない。

(2) 人格権・肖像権の侵害

番組で取り上げられた民事裁判については、5年前に完結していること、また刑事告発も3年前に不起訴処分となっていることなど既に過去の出来事であり、被告人でも被疑者でもない自分が不当な状況で撮影され、名前も実名で顔もそのまま流されたことは放送倫理に反する。また早朝の突撃的取材は極めて不当である。さらに報道にあった茨城県の医療過誤裁判とは全く無関係である。

また番組終了後大学病院の電話回線がパンクし、救急患者の受け入れ態勢にも支障をきたす恐れが生じた。番組関係者あるいは協力者と連動した行為の可能性もあり、見ず知らずの人たちからFAXや電話で誹謗中傷を受け、人権侵害に相当する。

(3) 家宅侵入罪と人権侵害

出勤時間帯に待ち伏せし、マンション私有地内で隠し撮りしていた可能性がある。通勤途中10分間程度尾行取材され、突然のことで制止するなど出来ない状況で撮

影された。

(4) 大学の隠蔽体質との指摘

放送は、学内のハラスメント調査委員会の守秘義務の遵守を要請する趣旨の文言に関連して大学の隠蔽体質を盛んに煽っているが、学内の調査委員会には公正で十分な調査をはかるため守秘義務がある。これを公表すれば秘密漏洩や名誉毀損に相当し、もしこれを問題視するのなら、自分ではなく、学長や理事に対して取材すべきである。

(5) 「医療過誤との闘い」との表現

インターネットのホームページで紹介されている特集番組の内容では、「隠蔽体質を変える」などの扇動的な言葉が並べられ、大学病院で現在も進行していると思わせている。また「12年間におよぶ医療過誤との闘い」とあり「12年」というのは金沢大学病院のケースを指すと思われるが、金沢大学の問題は医療過誤ではなく、裁判の判決でも指摘されていない。

(6) 「カルテ改ざん」との表現

民事裁判では一審、二審とも「改ざん」と指摘された部分はないのに、あたかも病院がカルテを改ざんしたかのような誤った表現をしている。これについて主治医への直接取材も行っていない。申立人への通勤途中の突然の取材で「改ざん」等を突然聞かれても答えられるはずがなく、不当な取材で放送倫理に反する。

(7) 局への要求

局側が人権侵害による取材と不十分・不適切な取材に基づいて行われた偏向報道であったことを認めて、放送を通じて真摯に謝罪し、具体的な再発防止策を提示するよう求める。

4. 被申立人(放送局)の答弁の要旨

被申立人の答弁の要旨は答弁書等によると以下のとおり要約できる。

(1) 本特集は医療過誤裁判の背景にある医療界の問題を、一人の大学病院医師の取り組みと患者・家族の闘いを通じ、浮かびあがらせることを目的としたものである。

番組は公共の利害に関する事項を多角的な取材に基づいて中立・公正に真実を放送したもので、申立人は教授という公人で、本件やその後の一連の出来事の当事者である。放送内容はその申立人の受忍限度を超えるものではない。

(2) 「人格権・肖像権の侵害」について

裁判は確かに5年前に終結しているが、本件はB医師が患者側に立って医療記録の改ざんや隠蔽と闘うようになった出発点であり、今日まで続くB医師の活動を語る上で不可欠な要素である。

申立人は教室の主任教授であり、当時から今に至るまで治療の最高責任者で、法廷でもその立場で証人として出廷しており、取材に応じてもらえる立場であった。そのうえで、申立人や大学病院長にインタビュー取材を申し込んだが、拒否されたため、申立人に対してやむを得ず通勤途上でのインタビューを行った。真実性の追求や反論の機会を確保するためでもあった。その際に申立人から制止や取材拒否の意思表示はなく、約8分にわたって取材に応じてもらった。その後放送に至るまでの間もインタビューの使用禁止を求める等の連絡は一切なかった。

前半の茨城県の医療過誤裁判とははっきり分けて放送している。

放送によって大学病院の業務に支障をきたすような事実があったとすれば遺憾に思うが、番組関係者や協力者と連動した行為ではない。

(3) 「家宅侵入罪と人権侵害」について

当日私有地へは立ち入っておらず、隠し撮りもせず、身分を明らかにして取材した。事前の約束はなかったが、拒否の意思も示されず、取材に応じてもらった。

(4) 「大学の隠蔽体質との指摘」について

番組では本件の医療記録の改ざんや捏造の疑いを指して隠蔽体質との疑問を投げかけたが、大学内の調査委員会を隠蔽体質と指摘した事実は一切ない。

(5) 「医療過誤との表現」について

ホームページの主な部分は茨城のケースであり、放送でも前半と後半部分の間にスタジオ説明を挟み、明確に区別している。金沢大学のケースで「医療過誤」という表現は使っていない。

(6) 「カルテ改ざんとの表現」について

裁判では大学側が提出した症例登録票を事後に作られたとの疑いを払しょくできないとして退けており、改ざんされたものと裁判所が認定しているのに等しい。この点に裁判で改ざんの実態が認められていないとする申立人との認識の違いがあり、直接取材して確認する必要があった。

番組は「改ざんがあったのか、無かったのか」の検証を主な目的にしておらず、あくまで病院側が保持する医療情報を開示させることがいかに難しいかを主眼とし

たもので、裁判の確定判決や法廷証言、裁判に提出された証拠や認定された事実などを基に構成した。

(7)局への要求について

放送は中立、公正に真実を伝えたもので具体的な再発防止策の提示は必要なく、放送を通じての謝罪の求めにも応じられない。

．委員会の判断

1．審理の対象

申立書等において申立人は、本件放送および取材に対して上記のように(1)から(7)までの問題点を指摘するが、申立人に対するヒアリングにおいて確認したところによれば、このうち、撮影が行われたという場所は、一般に立入りが禁止されている「私有地」というよりは、公道もしくはこれに準じる場所であると思われ、取材場所としての問題はない。また、番組放送後の抗議電話・FAXが殺到したことについては、それがいわれるような番組関係者や協力者と連動した行為の結果と見るべき根拠は示されておらず、またそのことと放送内容との関連が具体的に示されていないので、これらについては直接審理しないこととした。

また、B医師に対する大学病院内での処遇、退職勧告および申立人に対する処分の結果を公表させないことを批判した部分は直接申立人に向けられた内容ではないので、委員会はこれらについても判断をしない。

したがって、委員会の審理の対象となるのは

本件報道において申立人の実名および取材映像を用いたこと的人格権侵害等の有無

本件のような申立人に対する「直撃」取材の許容性

申立人もかかわった金沢大学における医療トラブルをめぐる民事訴訟等の紹介の仕方およびその中での「改ざん」、「医療過誤」等の表現にかかわる問題点

についてである。

2．実名・映像の使用による人格権侵害

委員会は、本件放送がその12年前の金沢大学事件(金沢大学における医療トラブルをめぐる民事訴訟)を取り上げ、その中で実名・映像を用いて申立人の過去の行動等に言及したことが申立人の人格権を違法に侵害するものであるかどうかについて検討したが、審理の結果、人格権等に対する違法な侵害があったとはいえないとの結論

に達した。理由は以下のとおりである。

人格権は多義的で複合的な実体をもつ概念であるが、ヒアリング等から、申立人が主張する人格権侵害の要点は、肖像権および古典的意味のプライバシー権（一人で放っておいてもらう権利。本件の場合、より正確には、平穏な社会生活が守られる権利であろうが、申立人の表現に従い、以下では「プライバシー権」と表記する場合がある）であると解される。

表現の自由は、各人が個人として自己の人格を形成、発展させ、また、民主主義社会を成り立たせるためにも必要不可欠な自由である。とりわけ、「報道機関による報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである」（最高裁決定1969.11.26）。一方、人格権が単に私法上の権利ではなく、憲法13条の個人の尊重に結びついた重要な権利ないし利益であることも論をまたない。報道による人格権に対する侵害が違法と評価されるのか、それとも、憲法21条に保障された表現の自由によって正当化されるのかは、一律に判断することはできず、一方における報道の公益性、他方における報道された者の社会的地位等を考慮して、具体的に考察されなければならない。

本件の申立人は、国立大学教授の地位にある。「公人」の定義は必ずしも明確ではないが、仮に申立人が、狭義の公人ではなく、また、申立人が金沢大学事件に係る民事訴訟の直接の当事者（被告）ではないとしても、同事件において証人として証言した等、同事件の密接な関係者であることは明らかであり、少なくとも公人に準じる立場にある者として、そのプライバシーの保護において一定の制約を受けざるを得ない。加えて、本件報道は、医療過誤の問題など現在の公共の関心事との関連から、申立人の過去の職務上の行為または職務に関連した行為について報じたものである。

確かに、金沢大学事件は、放送された時点において既に12年が経過し、民事裁判の判決が確定してからもほぼ4年が経過している。したがって、この点だけを見れば、金沢大学事件は、一方では時事的報道の価値が薄れており、他方で、申立人においても繰り返し煩わされたくない過去の事件であり、現在においてこの事件の当事者を実名および映像をもって報じることは、人格権の違法な侵害となる恐れがないわけではない。

しかし、過去の事件であっても、現在の事件または公共の関心事との関係から、新たな報道価値ないしは言及の価値が生ずることもある。

本件報道は、筑波における医療過誤事件及びその裁判を通じて明らかになった、民事訴訟の原告にとって圧倒的に不利な状況（本番組はこれを、「医療界の隠蔽体質」に原因があるとする）を報じるものであり、公共の利害に関する公益目的の報道であるということが出来る。番組が指摘する症例登録票の「改ざん」は、この性質において、「隠蔽体質」という本件放送の主題に直接にかかわるものである一方、本件で問題

とされている申立人のプライバシー権は、私的生活の核心領域に属する事項のように原則的に公表することが許されないほどの高度の秘匿性が要請されるものとはいえない。

したがって、本件放送の主題に関連する範囲において金沢大学事件に言及することは許容されるべきであり、申立人の肖像権およびプライバシー権に対する違法な侵害があったと認定することはできないし、放送倫理上も問題はない。

3．取材上の問題点

本件の取材は、たしかに申立人がいうように、事前の応諾が得られておらず、また正常な条件下での対話による取材でもなかった点においてその妥当性が検討されなければならない。

しかし委員会は以下の理由により、本件の「直撃」取材それ自体は、放送倫理上も許容される限度内にあると判断した。

一般に、報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。しかし、取材の自由は、本来的には公権力によってみだりに取材を妨げられないことの保障を主たる内容とするのであり、取材対象者がその意に反してまで応諾しなければならないという義務を含むものではない。したがって、取材対象者の明示または黙示の承諾がない限り、取材の強要は、原則として許されるものではない。これを本件についてみると、申立人が強硬に取材を拒絶しなかったという経過があったということだけで当然に取材を応諾したとみなすことはできず、取材にいたる経過、取材の際の具体的状況、その他の事情も総合的に考慮すべきであり、そのことによって権利侵害の有無を判断すべきである。

具体的に見ると、被申立人は、本件取材を開始するにあたって、取材者は、名前、所属、番組名を告げていたとしているのに対し、申立人はこれを否定している。取材者側が取材の手続を踏んだことについて具体的な確証はないが、申立人は、取材を受けることに不本意ではあっても、映像を見る限り、先に示したようにはっきりとした制止や拒否の意思表示や行動を取っておらず、路上で歩きながら数分間にわたって、曲がりなりにも質問に答えている。こうした状況をみれば、常識的には被申立人はそれがテレビによる取材であるという一応の認識を持っていたし、質問を受けることについても現場における黙示の承諾があったと見るのが相当である。たとえこの場で取材者の身元についての具体的な認識がなかったとしても、先に大学宛の取材依頼書を受け取っていたこと、電話での取材依頼があったことなどから事後的に取材者の所属放送局等々を知ることは出来たと推測される。また、申立人は上記のように公的立場にある者であり、さらに、取材の方法自体も、強制力を伴うなど申立人の自由を不当に

制約する方法、態様で行われたものではなく、取材時間も、不当に長時間に及ぶものではなかった。申立書では、「早朝」の直撃取材であったと強調されているが、申立人に対するヒアリングで確認したところ、朝8時前後の時間帯であった。これらのことを併せ考えると、被申立人側がこのような形で取材を開始し、継続したことについては、申立人にとって愉快的ことでなかったにせよ、その受忍限度を超えていたとはいえないであろう。したがって本件取材行動そのものに人格権を侵害したとまでいえる違法性はなく、放送倫理上の問題も認められない。

しかし申立人が事前の段階で取材に応じない姿勢を示していたのに対し、最初の依頼から「直撃」取材の前に時間的余裕もあり、被申立人としては取材目的の重要性、必要性を主張するのであれば、さらに説得の努力を重ねるとか、他に取材先を求めるなど、工夫の余地があったのではないかと思われるので、その点を指摘しておきたい。

4．放送内容の問題点

本件放送には、伝えたい意図は読み取れるものの、申立人に対するインタビュー取材映像の用い方において、また裁判の判決内容を根拠として金沢大学事件の経緯を伝える部分で正確性を欠いたことにおいて放送倫理上の問題があるほか、金沢大学事件が「カルテを改ざんした医療過誤」事件であるかのように受け止められかねない点において、適切とはいえない表現がある。

(1) 取材映像の用い方

まず、本件放送におけるインタビュー取材映像の用い方には、放送倫理上の問題があると判断した。

答弁書および再答弁書において、被申立人は、本件「直撃」取材は真実を追求する目的のほか、反論の機会を提供するためのものであると主張しているが、実際の映像の用い方は、真実を伝えるためというには内容的に十分であるとはいえず、申立人の反論を十分に聴取したものともいえない。番組では、改ざんではないと主張する申立人のインタビューに続いて、「判決が確定してなお、改ざんを否定する教授」というナレーションでこのやりとりを締めている。

後述のように金沢大学事件の地裁・高裁判決では、「改ざん」という表現は用いられていない。また、本件放送に登場する弁護士のコメントでは、地裁判決について「大学病院側が改ざんしたというふうに断定しているに等しい内容」という比較的緩やかな表現が用いられている。ところが放送内容は質問では「改ざん」という言葉を断定的に用いて追及し、それに対する申立人の応答は、「判決は『改ざん』とはいっていない」と打ち消すにとどまって、質問と応答がすれ違ったまま構成され、そこに上記の「なお、改ざんを否定する教授」のナレーションが続く。上記インタビュー映像と、関連するナレーションは、申立人に対して真実の解明、反論の機会

を与えるというインタビュー目的に沿ったものとはいいがたく、むしろ申立人への一方的な非難としてのみ機能し、結果的に制裁的な表現になっているという意味において、放送倫理上の問題があると考える。

(2) 金沢大学事件判決の紹介

本件放送は、地裁で遺族側が勝訴したことを伝えるとともに「高裁でも遺族の主張が認められ、病院側が上告を断念。患者の同意を得ずに臨床試験を行ったうえ、改ざんまで行ったことが判決で確定したのだ」とした。このナレーションで被申立人は視聴者に対して番組の筋立てが司法機関によっても裏づけされたものであることを印象づけている。

このナレーションは視聴者に対して二つの情報を提供している。

一つは病院が患者の同意なき臨床試験を行ったということを裁判所も認め、それが最高裁まで行って確定したというもの、今一つはその裁判において病院が事実を隠すために証拠を改ざんしたことも同様に認定され、確定した、という情報である。金沢大学における「隠蔽体質」を裁判所も認定していると言いたかったものと推測される。

ア まず前者についてであるが、本件放送における説明は不正確であり、放送倫理上の問題がある。

本件放送は、2003年の1審判決が「遺族の主張をほぼ認め」、「患者に説明と同意を得ずに臨床試験を行ったとし、病院側に165万円の支払いを命じた」ものであると紹介する。そして、病院側が判決を不服として高裁に控訴した結果についても上記のようなナレーションで地裁の勝訴判決がそのまま維持され、病院は上告を断念したと述べている。

地裁判決での認定によると、当該患者に対しては基本的な治療方法の選択（重い副作用を伴う化学療法の採用等）については説明されているものの、その具体的内容について、投薬の予後に関するデータを集積するため、使用薬剤の組成が異なる二つの療法のいずれを選択するかについて、無作為の割付によって適応患者をグループ化し、その具体的内容を当該患者に説明することなく、一方の療法を実施したことは、医師に許されている合理的裁量の範囲を超えるものであり、この実験的性格をもつ「他事目的」について担当医師は患者に説明し、その同意を得る義務があったと認定し、同意を得なかった担当医師の行為は、医師に許される合理的な裁量の範囲を逸脱しており、患者の自己決定権を侵害する不法行為であるとともに、診療契約にも違反する債務不履行にあたりと判断している。

しかし地裁判決は説明義務の有無は「比較臨床試験」にあたるかどうかで決ま

るのではなく、治療指針や実際に行われた内容によって判断すべきとし、病院側の取った方針が臨床試験にあたることの認定はしていない。ただ、治療に実験的、試験的要素があったことと、地裁判決が病院側に重い説明義務違反を指摘したことを考えれば、本件放送において、裁判所が「同意なき臨床試験を行ったことを認めた」と表現したことはあながち間違いとはいえない。

ところが、病院側の控訴を受けた高裁は、事実関係はほぼ地裁と同様の認定をしているが、この裁判で問題となったプロトコル(手順書)には、たしかに「高用量の抗がん剤を投与した場合の効用を検討する」という「実験的ないし試験的な側面」があるが、二つの療法は、治療上の効果、副作用の出現に有意の差は認められておらず、いずれを選択するかということ自体については医師の合理的な裁量の範囲内にあるものだと認定し、この点に関する地裁の判断を否定したのである。

高裁は、このような副次的目的を伴う「他事目的随伴治療行為」については、医師に許された合理的裁量の範囲内であって、そのことの説明がないからといって直ちに患者の自己決定権の侵害としての説明義務違反をきたすものとはいえないとする。ただし本件の場合には、担当医師に対して、クリニカルトライアルの手順書に書かれている指示を患者に対する最善治療義務の履行に優先させる心理的影響を及ぼしかねず、事実そのような状況にあったと思わせることがあった等の理由から、その限りにおいて「他事目的」を説明する義務があったという判断にとどまっている。

すなわち、高裁は、このクリニカルトライアルが遺族らが主張するような「比較臨床試験」とはいえないと明言したうえで、地裁判決が認めた医師の説明義務の範囲を大幅に縮小し、損害賠償の額も72万円と大幅に減額したのである。

遺族側は、このように、地裁判決を大幅に後退させた高裁判決を不満として最高裁に上告し、他方病院側は高裁判決を受け入れて上告しなかった。しかし、ナレーションは上告したのが遺族側であり、その上告が最高裁で棄却されたという事実には触れず、裁判では「同意なき臨床試験」であったという遺族側の主張が一貫して認められたかのように伝えている。こうした説明は、裁判全体を通じての判決内容の要約としては著しく雑であり、裁判所の判断について視聴者の認識を誤導する恐れがあった。

高裁判決は難解である。そして、もとより、地裁判決と高裁判決のどちらが妥当かは、議論の対象となりうるものであり、両判決を正確に紹介したうえで高裁判決を批判するのは、意義あることである。また、放送にあたり一般視聴者が理解できるように専門用語を避け、あるいは細部を捨象するなどの工夫を行う必要が生じることは少なくないが、わかりやすい放送と不正確な放送は、次元を異に

する。本件放送は内容が正確性を欠いている点において放送倫理上の問題があると判断する。

イ 次に後者の問題、すなわち本件放送が「判決によって証拠を改ざんした事実が確定した」と述べた部分についてである。この点については、放送倫理上の問題はないと判断する。

ナレーションは「高裁でも遺族の主張が認められ、病院は上告を断念。（患者の説明と同意を得ずに臨床試験を行ったうえ）改ざんまで行ったことが判決で確定したのだ」という。

金沢大学事件の裁判は、病院が患者ないしその家族に対して説明義務を尽くしたかどうかが主要な争点であった。この点に関する本件放送の問題点は上記アで述べたとおりである。一方、地裁、高裁ともに、上記の判断を下す前提として、当該患者がこのクリニカルトライアルの対象として登録されていたかどうかを検討している。それに関する直接的証拠が原告、被告双方から提出された2通の「症例登録票」であった。

この裁判の判決理由では、たしかに申立人がいうように、地裁、高裁とも、病院側が提出した症例登録票についてその信用性を否定し、もしくは疑問視しているものの、「改ざん」という表現は用いていない。それは、通例、判決においては結論を出す上で必要な限りで信用できるかどうかだけを判断をすれば足りるのであって、直接の争点になっていない以上、あえて「改ざん」とか捏造があったかどうかというところまで踏み込む必要がなかったからであろう。

地裁は、大学病院側が提出した症例登録票についての担当医師の供述は「不合理で採用できない」とし、大学病院側提出の症例登録票は、その書式から、「平成10年3月以降に記入されたのではないかとの疑いを払しょくできない」と指摘している。この判断は、高裁でもそのまま維持されている。

遺族側提出の症例登録票と病院側提出の症例登録票の2つが存在し、後者に対して地裁は上記のように疑いを投げかけ、前者を真正なものとみなし、高裁もその判断を是認し、当該患者が本件クリニカルトライアルの適応ありとしてその対象になっていたと認定している。遺族側が症例登録票のコピーを入手していたとは考えず、病院側が、適応なしとした別個の症例登録票を提出したことをもって、本件放送が判決の紹介にあたって証拠改変行為の範疇にはいる「改ざん」という言葉で表現することは、後に述べるように、それが最適な表現かどうかはさておくとしても、この部分は裁判所の認定を不当に捻じ曲げ、視聴者に誤解を与える表現であるということとはできない。したがって、判決内容の紹介にあたって、「改ざんまでしたことが確定した」と述べた部分は放送倫理に照らしても許容される範囲のものとする。

なお、委員会は申立人に対するヒアリングにおいて、大学病院側提出の症例登録票について質問を行ったが、裁判所の上記認定を覆しうる説明を得ることができず、本件放送が提起した疑問は結局解消されなかったことを付言しておく。

(3) 「改ざん」あるいは「カルテの改ざん」等の表現

ア 「改ざん」という用語について

本件放送中に多用されている「改ざん」という表現は、本来「字句などを改めなおすこと。多く不当に改める場合に用いられる」(広辞苑第六版)という意味であり、日常的にもそのように理解されているとよい。とすれば同一文書に新たに書き込まれる場合にはそのような表現が適切であるが、本来一つであるべきものが複数存在するという場合には、必ずしも適切とはいえない。本件放送においても、筑波の事件における看護記録の「改ざん」は正しい用法であろうが、金沢大学事件における病院側提出の症例登録票は、言葉の辞書的定義において「改ざん」と表現することはためられるものであった。しかし、存在するにもかかわらず地裁、高裁判決ともこれを信用できないとして採用しなかったことで、本件放送がそのような症例登録票を作成したことをもって「改ざん」と称したことについてはあえて問題とはしない。

イ 「カルテ(診療記録)の改ざん」という用語について

本件番組で取り上げた金沢大学事件は、本来的には私的文書である症例登録票の真否が問題となっていたところ、番組中では、病院側が提出したこの症例登録票の問題についてまで、視聴者が「カルテ」の改ざんと混同ないしは同一視しかねない表現が用いられている。すなわち、オープニングにおける「半ば公然とカルテを改ざんするなど、隠蔽体質なんですね」という表現、番組最後における「カルテ(診療記録)の改ざん」という表現である。

前者は、番組の冒頭であるため、直接には金沢大学事件を指しているのではないと解することができるが、後者は、金沢大学事件について「改ざん」という指摘を繰り返した上でのことなので、金沢大学事件も含めてカルテを含む診療記録と、手続上の文書と理解される症例登録票との間の質的な差異にかんがみれば、症例登録票についてまで「カルテの改ざん」という表現を用いて批判したことは、言葉足らずで、表現上の問題があったとの批判を免れない。

(4) 「医療過誤との闘い」との表現について

不適切な表現は、「医療過誤」という用語の使い方についても認めることができる。申立人が指摘するように、番組ホームページでは、「12年に及ぶ医療過誤との闘

い」と記載され、また、番組中では、B医師を紹介する中で「医療過誤裁判にかかわって12年になる」という表現が用いられている。これらは、12年前の事件、すなわち、金沢大学事件を起点として12年という意味に解するほかないが、同事件は、説明義務違反の有無が争われたものであり、医療ミスを追及する医療「過誤」事件ではない。医療過誤と説明義務違反は本来別種のことからであり、視聴者に対してそれを混同させ、ひいては金沢大学事件も本来の意味での医療過誤事件であったと誤解させる恐れがあった点で、不適切で不正確な表現である。

・ 結論と措置

本件放送は、被申立人がいうように、一般に医療訴訟においては、証拠が圧倒的に医療側に偏在しており、往々にしてその重要な部分が隠匿されたり、事後にその内容が変造されることがある実態に触れ、それを「隠蔽体質」という言葉で表現しつつ、そのような体質を改善することが医療に対する国民の信頼を回復する上で必要なことであると訴える趣旨であったと思われる。少なくとも番組前半部分はそのような評価に値する。委員会としてもそのことの意義を認めるにやぶさかではない。

しかし、金沢大学事件についてであるが、同様の問題意識に基づいて専門分野に切り込もうというのであれば、取材努力を尽くし、とことんまで事実を正確に把握し、いやしくも視聴者の印象を誤ませたり、事実関係について当事者から指弾されるようなことがないように努めるべきである。

本決定では、番組中における申立人のインタビュー映像の使用は、被申立人がいうような「真実性の追求」や「反論の機会の確保」のためというにはほど遠く、むしろ申立人に向けた非難の材料として用いていると思われること、さらにインタビュー内容とも関連するが、金沢大学事件裁判の経緯についての紹介の仕方は、上訴審以降の経過を捨象し、その結果を誤り伝えたため、裁判所が、病院で行われたクリニカルトリアルがもっぱら実験目的を主とした比較臨床試験として行われたものであったと認定したかの如くに説明した点において不正確なものとなっている。

本件放送においては、本決定で指摘したとおり、金沢大学事件に関しては、人格権の侵害はないが、上記の点において放送倫理上の問題および表現上配慮に欠ける部分があったことを指摘せざるを得ない。

したがって、委員会は、被申立人に対し、本決定の趣旨を放送するとともに、今後取材、編集、放送の各段階での慎重な配慮を要望する。

・審理経過

審理経過は下記のとおりである。

年 月 日	審 理 内 容 等
2010. 5. 31	申立人からの「申立書」を受理（5月28日付け）
7. 12	被申立人から「交渉経過と見解」と「放送同録DVD」受理
7. 20	第163回委員会、審理入りを決定
8. 2	被申立人から「答弁書」を受理
8. 6	申立人から「反論書」を受理
8. 17	第164回委員会 審理
8. 23	被申立人から「再答弁書」を受理
9. 21	第165回委員会 審理
10. 19	第166回委員会 ヒアリング
11. 16	第167回委員会 審理
12. 14	起草委員会開催 「委員会決定」案を起草
12. 21	第168回委員会 「委員会決定」案を検討
2011. 1. 18	第169回委員会 「委員会決定」修正案を検討
2. 1	「委員会決定」案を持ち回り委員会です承
2. 8	「委員会決定」を通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [B P O]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	堀野 紀
委員長代行	樺山 紘一
委員長代行	三宅 弘
委員	大石 芳野
委員	小山 剛
委員	坂井 眞
委員	武田 徹
委員	田中 里沙
委員	山田 健太